

# 重要事項説明書

## 【居宅介護支援事業所サンケア城西店】

### 1. 事業者

＜名称・法人名＞	サンケア杜の里株式会社
＜代表者役職・氏名＞	代表取締役 高島 樹
＜事業所所在地＞	石川県金沢市もりの里2丁目138番地
＜電話番号＞	076-255-7800

### 2. 事業所の概要

＜事業所の種類＞	指定居宅介護支援
＜事業所の名称＞	サンケア城西店
＜介護保険指定番号＞	西暦2019年4月1日 第1770105300号
＜事業所の所在地＞	石川県金沢市戸板1丁目26番地
＜電話番号＞	076-254-1010
＜事業所長＞	管理者 奥出 聡美
＜事業の目的＞	事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある利用者に対し、その有する能力に応じて、可能な限り自立した生活を営むことができるよう、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。
＜運営方針＞	①事業は、利用者が、可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるように配慮して行います。 ②事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その環境に応じて利用者の意向を尊重し、適切な介護サービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 ③事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。

- ④事業の運営に当たっては、関係市町、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス機関、住民の自発的な活動による取組等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 3. 通常の事業の実施地域及び営業時間

- <通常の事業の実施地域> 金沢市  
通常の事業の実施地域以外の方でも、ご相談をお受けいたします。
- <営業日> 月曜日から金曜日  
祝日及び土日、12月30日～1月3日は休業日とする。
- <受付時間> 9：00 ～ 18：00  
※電話等により24時間連絡対応可能です。

### 4. 事業所の職員体制

- <管理者> 常勤 1名  
<介護支援専門員> 常勤 5名（内管理者兼務1名）

### 5. 事業所が提供するサービスと利用料金について

#### (1) サービスの内容

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

##### ① 居宅サービス計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、指定居宅サービス等が総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

##### ② 居宅サービス計画作成後の便宜の提供

・利用者及びその家族や、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

##### ③ 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望された場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき居宅サービス計画を変更します。

#### ④ 介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合、または利用者が介護保険施設への入院・入所を希望される場合には、紹介その他の便宜の提供を行います。

#### ⑤ その他

・利用者の依頼に基づき、居宅サービス計画作成依頼（変更）の届出、要介護認定の申請（新規・更新・変更）の代行など必要な援助を行います。

・その他、介護保険制度に関するご相談に応じます。

・居宅サービス計画作成にあたり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。また居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。

### (2) サービスの提供方法等

#### ① 利用者の相談を受ける場所

事業所内及び利用者のご自宅、その他必要と認められる場所において行います。

#### ② 課題分析の方法等

利用者の状況を勘案し、居宅サービス計画ガイドライン方式を使用します。

#### ③ サービス担当者会議の開催場所

事業所内及び利用者の自宅、その他必要と認められる場所に置いて開催します。

#### ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度

月1回以上、必要に応じて訪問します。

### (3) サービス利用料

利用料につきましては厚生労働大臣の定める基準による金額になります。ただし、要介護認定を受けられた場合には、自己負担はございません。

※地域区分7級地 1単位あたり10.21円を乗じた料金となります。

居宅介護支援費 (I)	要介護1・2	1,086単位 (11,088円)
	要介護3・4・5	1,411単位 (14,406円)
〈各種加算について〉 ※要件を満たした場合のみ加算いたします。		
初回加算	300単位 (3,063円)	・新規に居宅サービス計画を作成した場合。 ・要介護状態区分が2区分以上変

		更となった場合。
特定事業所加算Ⅱ	421 単位 (4,298 円)	運営基準および特定事業所集中減算の指定を受けていないことを前提とし、人員配置基準や会議、研修を基準通り行うことにより算定できるもの。
入院時情報 連携加算	(I) 250 単位 (2,552 円)	入院後 3 日以内に当該利用者に係る必要な情報を提供した場合。
	(II) 200 単位 (2,042 円)	入院後 7 日以内に当該利用者に係る必要な情報を提供した場合。
退院・退所加算	<u>カンファレンス参加 無</u> 連携 1 回 450 単位 (4,595 円)	入院・入所等していた者が退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合に、その退院・退所する病院、施設等の職員と面談を行い、必要な情報の提供を得た上で、居宅サービス計画を作成した場合。(入院・入所期間中 3 回を限度とする。ただし初回加算を算定する場合には算定しない。)
	連携 2 回 600 単位 (6,126 円)	
	<u>カンファレンス参加 有</u> 連携 1 回 600 単位 (6,126 円)	
	連携 2 回 750 単位 (7,658 円)	
	連携 3 回 900 単位 (9,189 円)	
緊急時等居宅 カンファレンス 加算	200 単位 (2,042 円)	病院または診療所の求めにより、当該病院または診療所の医師又は看護師等と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。ひと月に 2 回を限度とする。
特定事業所 集中減算	-200 単位	正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前 6 月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供

		されたものの占める割合が100分の80を超えている場合、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援の全てについて、月200単位を所定単位数から減算する。
同一建物減算	95/100 単位	指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者、又は指定居宅介護支援事業所における1月あたりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（上記を除く）に居住する利用者に対して減算する。

#### <交通費>

前記3の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費（通常の事業の実施地域を越えた地点から1km 25円）が必要です。

#### <利用料金のお支払い方法>

必要時には上記記載のとおり徴収させていただきます。前記5（3）の料金・費用は、ひと月ごとに計算し、ご請求させていただきますので次のいずれかの方法でお支払い下さい。お支払い方法は次のとおりです。

- ①現金払い
- ②お振込み・・・指定口座へお振込み下さい。詳細は担当介護支援専門員までお問い合わせ下さい。
- ③口座自動振替・・・振替先口座より引き落としをさせていただきます。詳細は担当介護支援専門員までお問い合わせ下さい。

### 6. サービスの利用に関する留意事項

#### （1）サービスの提供を行う介護支援専門員

サービス提供前に、担当の介護支援専門員を決定します。

#### （2）介護支援専門員の交代

##### ①事業所からの介護支援専門員の交代の申し出

事業所の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。

その場合には利用者に対して、サービス利用上の不利益が生じない

よう十分に配慮するものとします。

## ②利用者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他、交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交代を申し出ることができます。

## 7. 苦情の受付について

### (1) 当事業所 お客様相談・苦情担当

<担当者>	管理者 奥出 聡美
<電話番号>	076-254-1010
<受付時間>	平日 9:00~18:00

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

#### ①金沢市福祉局介護保険課

石川県金沢市広坂1丁目1番1号  
076-220-2264  
9:00~17:45

#### ②石川県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情110番

石川県金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎4階  
076-231-1110  
9:00~17:00

#### ③石川県運営適正化委員会

石川県金沢市本多町3丁目1番10号 社会福祉会館2階  
076-234-2556  
9:00~17:00

## 8. その他、運営についての留意事項

### (1) サービス事業所における事業者の義務

①利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管すると共に、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

②利用者が、他の居宅介護支援事業所の利用を希望する場合、その他ご契約者

から申し出があった場合には、利用者に対し、直近の居宅サービス計画書及びその実施状況に関する書類を交付します。

③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)

#### (2) 損害賠償について

事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償致します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合にはこの限りではありません。

#### (3) 事故発生時の対応

事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町及び利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

#### (4) 個人情報の保護

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

西曆 年 月 日

事業者は居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者及びご家族に対し、重要事項の説明を行いました。

<事業者>

住所：金沢市戸板1丁目26番地

事業者及び代表者名：サンケア杜の里株式会社 代表取締役 高島 樹

説明者：サンケア城西店 管理者 奥出 聡美 印

私は居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、事業者より重要事項の説明を受け、同意しました。

<利用者> 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

<家族代表者> 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

続柄 \_\_\_\_\_

利用者が身体の状況等により署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認のうえ、利用者に代わって、その署名を代筆いたしました。

<署名代筆者> 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

続柄 \_\_\_\_\_